

令和 7 年 6 月 会 議

第 24 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 7 年 6 月 26 日 (水)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 8 番	木 村 寛
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 9 番 金 子 美登里

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当 山 田 英 毅 第 2 地区担当 峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

第 3 地区担当 志 澤 輝 彦

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 10 号	「農用地利用集積等促進計画の決定について」の現地調査及び議案の 審査方法の変更について
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 12 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 13 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
報告第 3 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

ただ今より令和 7 年 6 月、第 24 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、9 番金子委員、第 3 地区志澤推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の出席委員は 12 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、10 番橋本委員、11 番大塚委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条に係る資料 1、資料 2、協議会資料のほか、本日皆様の机上に、諸般の報告をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。26 日、再生協議会通常総会、J 4-1 会議室において、会長が出席される予定でございます。7 月 11 日、第 56 回綾瀬市都市計画審議会、視聴覚室において会長が出席される予定でございます。18 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 4 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 7 月（第 25 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。25 日、令和 7 年 7 月（第 25 回）農業委員総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。

総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 5 条許可申請 2 件 1,652 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 10 件 12,970 平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 1 件 1,792 平方メートル、法第 5 条届出 2 件 413.08 平方メートル、法第 18 条通知 1 件 1,500 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段

それでは、日程第 1 号、議案第 10 号、「農用地利用集積等促進計画の決定について」の現地調査及び議案の審査方法についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等がありますか。

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。「農用地利用集積等促進計画の決定について」の現地調査及び議案の審査方法の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、次に、農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 4 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

4

のうえ転圧します。雨水は敷地内浸透処理いたします。近隣の農地への防除措置として土留鋼板を設置いたします。土地利用計画につきましては、資料 5 ページをご参照ください。工期は資料 6 ページのとおり許可日から 90 日間でございます。立地要件は神奈川県で定められています転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地は耕うん状態で、別に問題がある場所じゃありません。6 月 19 日に、第 3 班と山田さんと事務局とで現地調査で伺いましたが、問題ある場所ではありませんでした。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君）土地の所有者様と、申請人の譲受人ほうから代理を承っております と申します。よろしくお願いします。まず転用を行う理由と、この地を選定した理由についてですが、譲受人が、冷凍食品、日用雑貨、配送全般をやっておる会社ですけれども、今回会社も順調に伸びてきておるところもありますとともに、今使っておられる賃貸の駐車場ですね、こちらが契約期間満了による立ち退きっていうところもありまして、賃貸の影響受けないというところで、所有を目的とした土地を大至急探しておられました。

本社からも 1.6 km 圏内とすごく近いのと、あと申請地周辺がよく運送のルートで使われるエリアというところもありまして、ほかにも検討地はあったんですけども、高低差があったり、面積が足りなかったり大き過ぎたりとか、ちょっと現実的ではないというところで、今回の申請地を選定させていただきました。土地利用計画及び施設概要についてなんですが、土地利用に関しては駐車場として使っていきます。転用計画と周辺への防除対策等についてなんですが、転用計画に関しましては、敷地内は全面碎石舗装させていただき、周辺への防除対策として敷地外周ですね。碎石等がこぼれないように土留めの鋼板を設置させていただく予定になってございます。工程及び工期並びに工期期間中の安全対策についてなんですが、工期は 3 か月程度見ておりまして、車両ですね、碎石を運んでくるときとかですね、車両の出入り、重機を置くときなど、誘導員を設置した上で安全を確保できればと思っております。隣接耕作者と周辺地域への説明についてなんですが、こちら全て、説明させていただいておりまして、北側が、お一人の所有の農地になっておるんですけども、こちらのほうも特に問題ないというところで、お答えいただいておりますので問題ないかと思います。施設の管理計画についてなんですが、引き続きですね近隣様、周辺の住民の方に、迷惑にならないような利用ができたらと思っております。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席にご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。6 月 14 日現地確認を行い、代理人に面会してまいりました。申請地は、以前は譲渡人が耕作しておりましたが、近年は自身も高齢になり、農業経営が難しくなることから、転用して土地活用を図りたい

ということです。地元委員としては、農地が減少することは残念な思いですが、第2種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号5番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページから11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号5番でございます。申請地は[REDACTED]外2筆、地目畑、現況畑、地積合計1,021平方メートルでございます。転用目的は資材置場及び駐車場でございます。転用理由は事業拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。また、資料2に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、敷地内を碎石舗装のうえ転圧します。雨水は敷地内浸透処理します。近隣の農地への防除措置として土留鋼板を設置いたします。土地利用計画につきましては、資料5ページをご参照ください。工期は資料6ページのとおり許可日から90日間でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。 10番 橋本委員

○10番（橋本 久男君）現地は耕うん状態です。特に問題はないと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人（ 君）改めまして、土地の所有者様と、 様から代理を承りました と申します。転用を行う理由とこの地を選定した理由につきましてですが、 様は、金属製部品ですね、鋼材や、アルミ、ステンレスなどを使った加工製造の事業を行っている会社になります。今回ですね当該業務の新規受注件数の増加ですとか、あとちょっと現状のみではちょっと大変手狭な状態が続いております。つきましては綾瀬市 付近ですけれども、今回の申請地の南側の隣接地に宅地がございまして、こちらを支社とする予定になっています。支社とするに当たりまして、資材の置場と、従業員様とあと社用車の駐車場の用地が必須急務となっております。今回は隣接していることもありますので、この地は、立地条件もよくて、こちら以外の土地はないかなと思っております。ただちょっと問題として接道ですね、現況道路がかなり細かったので、申請地の西側の土地の方にも今回ちょっと協力いただく形になりまして、今回の申請になりました。土地利用計画及び施設概要についてなんですが、資材、鉄の鋼材ですとか、あとは社用車、事業者様の駐車場という形で利用していきます。転用計画と周辺への防除対策っていうところですが、土砂流出をしないよう、土留めの鋼板を設置させていただき、敷地は全面碎石敷きとさせていただきます。工程及び工期ですけれども、3か月程度を予定しております。工事期間中の安全対策については、ちょっと道も細いところですので、十分に注意するとともに、誘導員を設置して、安全を確保できたらと思っております。隣接耕作者様ですね、西側のみ農地になっておるんですけれども、こちらも同意兼説明は完了しており

ます。周辺住民の方にも説明等々全て終わっておりますので、問題はございません。施設の管理計画についてなんですが、利用開始後も、ちょっと民家が近いところもありますので、騒音ですとか、近隣へ迷惑かからないように努めさせていただければと思っています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席にご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）この土地はずっと畑で5、6年多少草が生えたりしているんですが、ずっと耕うん状態が続いています。土地利用としては、第2種農地であり転用は可能かなと思いました。■■■さんですが、住所がちょっと遠いので、実際に耕作できないんですね。■■■さんがトラクターかけたりしているという状況で、転用可能かなと思いました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、日程第3号、議案第12号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といた

します。初めに新規の促進計画である整理番号 33 番及び 34 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 33 番及び 34 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 25,135.27 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,265 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、200 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 24,322.27 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地は綾瀬市役所の隣の土地です。今現在耕うん状態です。適正に管理されていると思います。

○事務局（古賀主幹）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）本日、審議がなされます。農用地利用集積計画決定事案について、6 月 19 日、第 3 班に同行させていただき、現地調査を行ったことを報告させていただきます。現地の状況は先ほど第 3 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 33、34 は、耕うん状態にあります。借人は綾瀬市園芸協会に加入しており、[REDACTED]の[REDACTED]を務められています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 33 番及び 34 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 35 番及び 36 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 35 番及び 36 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 2,463 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目田、地積合計 678 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸人は、90 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、自作の畑 750 平方メートル、利用集積による畑 1,713 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 200 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していた第 3 班の代表の委員より報告を願います。 10 番 橋本委員

○10 番(橋本 久男君) 現地は細い道に入って、昔は田んぼだったところを埋め立てた埋立畑です。現在は耕うん状態で問題はないんですが、ただ入ってくところが少し難しいかもしれないけど、作物を作るには差し支えないと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしてい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田
推進委員

○第1地区(山田 英毅君) 現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。整理番号35、36は、耕うん状態となっています。なお、この農地は借人が自分で所有している農地の続きにあります。利便性が図られることが予測され、利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号35番及び36番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号37番及び38番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号37番及び38番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は28,279平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計2,970平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年9月1日から令和10年8月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。貸人は、200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、自作の畑1,288平方メートル、利用集積による畑26,991平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は340日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満

たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地は現在耕うん状態で、3 筆ともきれいに耕うんしてあります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号 37、38 は、耕うん状態にあります。借人は、園芸協会に加入しており、XXXXXXXXXXのXXXXを務められています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 37 番及び 38 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 39 番から 42 番までは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページから 21 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 39 番から 42 番まででございます。農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 39 番から 42 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 号、議案第 13 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。整理番号 3 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。議案第 13 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号 3 番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 1,792 平方メートルでございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第 10 条の規定に基づく「農業の主たる従事者」である旨の証明でございます。買取り申出事由といたしまして、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和 6 年 12 月 29 日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間 350 日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）現地は道路から中に入った、細い道の突き当りの場所ですが、現在は耕うん状態で他は果樹が少し植わっていました。問題はないと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）本件につきまして地元委員として発言いたします。6 月 17 日申請人に面会し、現地を確認しに行っていました。12 月にXXXXXXXXXXさんが亡くなられ、生前は現

地でガラスのハウスでトマト、キュウリを主に生産しておりまして、後にガラスハウスを壊してブルーベリーを植えておりました。周りは住宅地で民家に囲まれていて、たい肥が臭いなど苦情も多く、現地で農業の継続はとても難しいなというお話が聞かれました。現在は、ブルーベリーを数本残し耕うん状態でした。息子さんが30年前に就農し、ほかの農地のハウスで洋蘭を熱心に作られております。今回の許可申請事案につきましては、許可妥当と思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第3号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の24ページから25ページをご覧ください。日程第5号報告第3号専決処分等についてでございます。本件につきまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件がございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件でございます。転用の内容は住宅敷地で、地積合計413.08平方メートルでございます。次に議案書25ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知1件でございます。整理番号2番でございます。農地法第3条によって設定された永小作権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 3 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 6 月第 24 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 20 分 閉 会